

宅建業免許事務の標準処理期間の変更について

下記1及び2のとおり、宅建業免許事務の標準処理期間を変更します。

記

1 変更の概要

区 分	標準処理期間		根拠条項
	現 行	変更後	
宅地建物取引士証の有効期間の更新	7日	5日	宅建業法22条の3

* 初日は算入しない。土日祝日、年末年始の休日を除く。

2 施行年月日

平成28年4月1日

3 その他の標準処理期間（参考）

区 分	標準処理期間	根拠条項
宅地建物取引業の新規免許	25日	宅建業法3条1項
宅地建物取引業の免許の更新	30日	宅建業法3条3項
宅地建物取引士の登録	25日	宅建業法18条1項
宅地建物取引士の登録の移転	5日	宅建業法19条の2
宅地建物取引士の変更の登録	1日	宅建業法20条
申請に基づく登録の消除	1日	宅建業法22条1号
宅地建物取引士証の新規交付	5日	宅建業法22条の2
免許証の再交付の申請	1日	宅建業法施行規則4条の3

* 初日は算入しない。土日祝日、年末年始の休日を除く。

4 留意事項

「標準処理期間」とは、通常要すべき標準的な目安となる期間のことであり、書類の補正や混雑の具合などによって、実際の処理期間がこれを超えることもありますので、御留意ください。